

高畠町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月)午前9時00分から午前9時42分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(11名)

会長	1番	山口令和	委員			
	2番	佐藤泰彦	委員	3番	山田文則	委員
	4番	高梨修一	委員	5番	長谷川みどり	委員
	7番	齋藤真徳	委員	9番	黒田雅幸	委員
	11番	高橋稔	委員	14番	庄司和美	委員
	15番	萩原拓重	委員	16番	高橋正利	委員

4. 欠席委員(5名)

	6番	横山裕一	委員	8番	嶋津功美	委員
	10番	菅野仁一	委員	12番	栗田亮一	委員
	13番	安部春一	委員			

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について……………6件

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について……………2件

議第9号 農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………2件

議第10号 農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………1件

議第11号 非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について……………2件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 青 木 睦

主 任 遠 藤 未 貴

事務局次長兼農地係長 山 口 充

主 事 齋 藤 一 哉

事務局長

皆さん、おはようございます。朝晩めっきり寒くなったところであり
ます。今日は大変お忙しい中、稲刈りのほうも例年より早く進んでいるとい
うことで、大変今日は参加していただき、ありがとうございます。

それでは、ただいまより第4回高島町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高島町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、お願いいたし
ます。

(高島町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございます。

それでは、山口会長よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いま
す。

山口会長

大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます
です。

先ほど局長のほうからもありましたけれども、お彼岸に入り、朝晩めっ
きり涼しくなって、毛布一つでは寝られないような状況になっているのか
なと思っております。

ここに来まして例年より相当早い稲刈りが始まりまして、いろいろお聞
きしますと、高島町の米の検査は、そんなに悪くない状況と聞いておりま
す。

県内では、庄内のほうですけれども、一等米が30%程度だったとい
うことで、今後さらに良くなる可能性はあるかと思えますけれども、ぜひこ
れまで同様な良質米を生産されればなと思っていただいております。

あと、今回につきましては総会の後、あっせん事業の説明ということで
ございますので、なるべく短時間に終了させていただいて、お昼からの農
作業によりしくお願いを申し上げたいと思っております。

一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席者の届出について報告いたします。6番横山裕一委員、8番嶋津功美委員、10番菅野仁一委員、12番栗田亮一委員、13番安部春一委員であります。したがって、出席委員は16名中11名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行については山口会長、お願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、9番黒田雅幸委員、11番高橋 稔委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の遠藤主任を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第3、報第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」6件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第6号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第6号を終わります。

議 長 次に、日程第4、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外 《遠藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第7号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第7号を終わります。

議 長 次に、日程第5、議第9号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第9号を議案書をもとに朗読】

議 長 本日は、推進委員の皆様にご出席していただいておりますので、ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

最初に32番案件、高島1区、遠藤推進委員。齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 本日、遠藤真二推進委員欠席ですので、私のほうからご報告いたします。

申請番号32番について、遠藤真二推進委員より9月19日に現地調査を行い、草刈り等行われており、自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 33番案件、高島2区、高梨義崇推進委員。

番 外 《高梨推進委員》 高島2区、高梨義崇です。

33番案件について、9月20日に現地調査を行いました。

申請地について、夏草が繁茂している状況となっております、草刈りなどを行えば畑として利用可能だと見受けられました。近隣ではイノシシの被害があるようですが、問題なしとご報告いたします。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第9号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第10号「農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題とします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第10号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。22番案件、糠野目2区、情野広繁推進委員。

番 外 《情野推進委員》 糠野目2区の情野広繁です。
22番案件について、9月20日に現地調査を行いました。
申請地について水稻を作付されており、問題なしとご報告いたします。
以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第10号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第11号「非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 非農地証明の説明の前に、非農地証明につきましては改選後初めての案件となりますので、簡単にどういったものか説明させていただきます。

通常、登記簿上の地目が田んぼ、畑などの農地につきましては、それを農地以外に利用する場合には農地の転用許可というものが必要になります。

転用許可を受けないで、現況が既に農地以外のものになっている土地に対して、一定の要件を満たしていれば、農業委員会の総会で決定して非農地証明というものを交付することができます。これによって、登記簿上の地目を農地以外のものに直すことができるという証明になっております。

その一定の要件につきましては2つございまして、農地法が施行される昭

和 27 年以前に農地性を失っていたもの、あともう一つが、農地以外のものになって 20 年以上経過していることが確認できるものが時効扱いになりました。この 2 つが非農地証明の対象となっております。

非農地証明につきましては、農業委員 2 名立会いの下、現地確認をして状況を確認しております。それについて、これから報告があると思います。こういったものの審査になります。

では、案件について説明いたします。

【議第 11 号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告を願います。2 番佐藤泰彦代理。

2 番 2 番です。

9 月 15 日に、私と高梨修一委員と山口次長と現地のほうを確認してまいりましたので、報告させていただきます。

1 番については、住宅のちょうど入り口にある農地でありまして、ここを通らないと家のほうに出入りできない状況でありました。

報告のほうではアスファルト舗装となっておりますが、そちらのほうもちょっと経年劣化といいますか、そういう感じで、どちらかといえば砂利が目立つ状態になっており、農地として使える状況ではないと見てまいりました。

2 番については農作業小屋、農作業の倉庫、車庫等が間違いなく建っておりまして、一部は住宅の庭として利用されている状況で、こちらのほうも農地としては利用できないということでありましたので、非農地としてやむを得ないのかなと思いますので、報告させていただきます。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入りま

す。質疑の方ございませんか。

ちょっといいですか。この申請番号2番ですけれども、申請人の住所、高畠で、現場が〇〇、和田地区ですけれども、この辺の流れについてちょっと、分かれば説明をお願い申し上げます。

では、局長。

番 外

《青木局長》 私のほうから申請番号2番ですけれども、譲受人〇〇さんというのは〇〇さんでありまして、〇〇さんの血縁の方がこの土地の持ち主だということで今回なっております、〇〇さんがこの〇〇の土地について、この申請あった人から、いずれ渡したいから土地を何とかしてくれという形で依頼されたそうです。

それで、血縁関係ということもあったものですから、〇〇さんのほうが今回この土地を購入するに当たって、一部非農地証明が必要だという形で申請があったものであります。なので、血縁関係ということで、よろしくお願ひします。

議 長

申請人、この土地の名義は誰なんですか。

番 外

《青木局長》 〇〇の〇〇さんがこの〇〇の土地の所有者であります。この旦那さんが亡くなったもので、〇〇さんがこの家にちょっと1人で寂しいということで、こっちの町場に来たところであります。その人の土地を購入したいというのが〇〇さんの社長で、それも血縁関係であって、そういった絡みで購入するに当たって非農地証明が必要だということで、今回上がってきたものです。失礼しました。

議 長

分かりました。

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第11号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。青木局長。

番 外 《青木局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農委広報編集委員会委員長報告。5番長谷川みどり委員長。

5 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

続きますして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】